

資料 1 – 5

賽の磧登山道の立入規制の今後の方針について

1

問題の背景と経過

- 平成27年から平成30年にかけて2度にわたる火山活動の活発化を受け、想定火口域内の立入規制を行った。
- 火山活動が落ち着いた後、御釜に面する「馬の背登山道」の規制は解除した一方、「賽の磧登山道」の規制は現在も続いている。

2

- ・噴火警戒レベル1の段階での当該規制については、法的拘束力を有しない「自主規制」であることから、立入規制解除を求める声を受け、令和5年度協議会にて、**規制解除へ向けた現地調査**を行う旨決定した。
- ・令和6年度現地調査は天候不良で延期となり、令和7年10月7日に宮城県(防災推進課、観光戦略課)、蔵王町、川崎町、白石消防署が合同で調査を行った。

3

(参考)想定火口域について



4

調査登山のルート



5

調査参加機関への事後アンケート

1 想定火口域内の注意喚起の必要性

⇒全機関が「必要」と回答

【意見】

・「噴火警戒レベルの引き上げにより規制される」「この先想定火口域」などの看板設置が必要。新噴気孔への立入を抑制するような内容の掲示が必要。

・「登山道が整備されていない」という注意喚起が必要。

6

調査参加機関への事後アンケート

2 想定火口域外、追分までの規制解除について

→多くの機関が解除「可能」と回答するも、登山道整備を踏まえた意見が多数。

【意見】

- ・維持管理の分担や費用負担の議論を進めたうえで結論づけるべき。
- ・登山者が少ないルートであること等も考慮する一方、登山者のエスケープルートとして維持する必要性も考慮すべき。

7

調査参加機関への事後アンケート

3 調査対象外の峠々温泉ルートについて

→登山道の整備を条件として規制解除賛成が多数を占めるが、地元からは反対も。

【意見】

- ・「登山道の整備」の範囲を明確にし、整備については地元自治体の意見を聞くべき。
- ・賽の磧～追分までの規制緩和が前提だが、登山者による違法駐車の被害を受けていることから、峠々温泉自体が当該登山道の整備と規制解除を望んでいない。

8

調査と聞き取りを踏まえた分掌の整理

- 「想定火口域内」、「噴火警戒レベルが上がると立入が規制される」、「新噴気孔へ近づかない」等の注意喚起は、火山防災協議会で検討するものである。
- 一方、観光資源たる登山道の整備主体、整備費用の負担にかかる決定は、活火山法に基づき設置されている蔵王山火山防災協議会で決定できない性質のものである。

9

今後の方針について

「蔵王山火山防災協議会」の所掌に照らして、令和8年度以降、以下のことを行う。

- 1 想定火口域内への入口や新噴気孔付近に、火山防災に係る「注意喚起看板」の設置を行い、既存の看板の内容の変更も含め必要な措置をとる。
- 2 登山道の整備については、火山防災協議会の所掌ではないため、観光関係部署と関連自治体等の協議に向けた働きかけに努める。
- 3 2により登山道の方針が決まり次第、規制の在り方につき幹事会・協議会に報告する。

10

今後の方針について

賽の磧登山道の規制解除の流れと並行する形で、以下のことに取り組む。

- 1 協議会で立入規制・解除の明確な基準を作成
 - 火山ガス・噴火リスクを考慮
 - 火山専門家・気象台の意見を反映
- 2 賽の磧登山道の方針決定に合わせて
 - 規制解除基準と解除方針を公表
 - 関係自治体HPで内容を統一して発信